

農地法制の見直しに係る指定都市市長会緊急要請

農地の確保に当たっては、国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築してきたところである。一方、農地を含む土地の利用については、地域の実情を反映しながら、真に守るべき農地を確保しつつ、地域住民に身近な地方自治体が主体となって進めていくことが重要である。

世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、食料生産基盤である農地の確保とともに、その適正かつ効率的な利用が重要であることから、農地法制の見直しに当たっては、これまで進められてきた地方分権の経緯を踏まえつつ、指定都市をはじめとする地方自治体の自主性・自立性に配慮した対応を行うよう、以下のとおり要請する。

記

1 地域の実情を踏まえた土地利用について

農地を含めた土地の利用については、地方自治の本旨に基づき、地方が自らの意思と責任の下で主体的に判断し、合理的に進めていくことが極めて重要であることから、国による土地利用規制は必要最小限とするとともに、地域の実情を踏まえた制度となるよう、指定都市の意見を十分に聴くこと。

2 地方自治体における主体的な農地の確保等について

農地の総量確保については、地方が農地の確保の責任を国と共有することを基本とした上で、地形や気候、主要作物などが地域により異なることから、地方自治体が主体的に農地の確保目標の設定や管理を行えるようにすること。また、基本指針の策定に当たっては、国と地方で協議を行う場において、指定都市の意見を十分に聴くこと。

特に、農用地区域の設定や除外については、農地の実態や地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにすること。

3 農業の持続的な発展について

今後、将来にわたって地域農業が持続的に発展していくためには、地域の特色を活かした農業振興を図ることが必要である。農地の確保はもとより、多様な担い手の確保や育成と併せ、生産者の所得向上につながる生産性の高い農業経営の確立など、農業が抱える課題に地方が対応できるよう、地域の実情に応じた政策の充実・強化を図ること。

令和 6 年 2 月 7 日
指定都市市長会